

イラクにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	商標出願申請手続の煩雑	国内の政治的混乱により、過去約10年間の商標出願に関する申請書類が紛失・消失したことを理由に、未公告の出願全件について審査不実施となり、失効通知が送達された日から1週間以内に、出願人の費用負担による再出願が求められている。一方的な通知により出願人に大きな負担が掛かっており、また元の出願日の確保の可否等の実務的な面での情報もタイムリーに発信されていないなど、問題が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ある程度やむを得ない事情もあることは理解するものの、元の出願申請時の書類の再提出の受付や、再出願費用の減免等、可能な範囲で出願人の負担を軽減する施策をお願いしたい。 正確な情報をタイムリーに発信して頂きたい。 	